

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県洲本市

2 構造改革特別区域の名称

ITベンチャー育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

洲本市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本市の位置・概要

本市は、瀬戸内海の東に浮かぶ淡路島の中央南東部に位置し、古来より淡路島の海の玄関口として、海上交通ネットワークの要となってきました。総面積は124.25 km²、年間平均気温は15.7℃と温暖で暮らしやすい土地柄です。景勝地の宝庫でもあり、国立公園に指定された地域も広く持ち、景観の美しさを誇っています。

これまで自然の特性を活かし、淡路ビーフやたまねぎ等の第一次産品の生産に尽力してきましたが、昨今の急激な時代の変化により産業構造も大きく変化してきました。産業別構成比で見ると、昭和40年には26%あった第一次産業が平成7年には11%に激減し、逆に昭和40年には47%だった第三次産業が平成7年には60%に増加しています。

(2) これまでに取り組んできた情報通信関連事業

平成4年9月に就任した現在の中川市長は「地域情報化」をキーワードとしたまちづくりをこれまで進めてきました。これは、市長自身が民間出身で、市長就任前は情報通信関連企業を経営していたことから、これからはあらゆる分野で情報化が進み、地方自治ももはやその例外ではないとの認識を強く持っていたためです。

しかし、当時の本市には肝心の「情報」を伝えるべき基盤が何もなかったため、まずはインフラ整備から手掛けることになりました。本市がこれまでに実施してきた主な情報通信関連事業を整備年順に列挙すると以下のようになります。

(注：以下の鍵括弧内が採択された補助事業名、括弧内は事業採択時の省名と整備年度を示しています。)

「農村総合整備事業」(農林水産省：平成7年度～11年度)

「まちづくり特別対策事業」(自治省：平成8年度～11年度)

- 「災害対応総合情報ネットワークシステム開発事業」(通商産業省：平成7年度～8年度)
- 「マルチメディア街中にぎわい創出事業」(郵政省：平成10年度～11年度)
- 「地域インターネット導入促進事業」(郵政省：平成11年度～12年度)
- 「地域イントラネット基盤施設整備事業」(総務省：平成14年度～15年度)
- 「地域情報化モデル事業(eまちづくり交付金事業)」(総務省：平成14年度～15年度)

まず、により、CATV(ケーブルテレビ)施設が整備され、情報通信基盤となる光ファイバー網が市内全域に張り巡らされました。このような情報通信基盤がすでに整備されていることは、全国の市町村と比較しても潜在的に大きな可能性を秘めており、相当の優位性を示しています。世帯普及率(加入率)はすでに75%を超えており、CATV世帯別普及率の全国平均が21.8%(平成14年度情報通信白書)であることから判断しても瞠目に値するほど住民間に普及しています。CATVに加入すれば、有線放送電話として加入者間で無料通話できることも大きな魅力のひとつです。

また、で「防災」「教育」「地図」等のコンテンツが制作され、敷設済みの光ファイバー網を通じてやりとりされるようになりました。

さらに本市は、平成11年8月に行政として全国で3番目にISO(国際標準化機構)9000シリーズの認証を市内すべての業務で受けております。このISOにより、行政が行っている業務プロセスを透明化するとともに、行政サービスの効率向上をめざしています。現在整備中のでは、このISOのノウハウを活用して、「NPO」や「ボランティア」が無償で活用できるコンテンツを制作し、インターネット上で開放する予定です。

なお、現在、平成17年1月の施行を目標に隣接する津名郡五色町との合併作業を進めております。従来の行政合併では、合併後の庁舎位置がよく問題になりますが、本市では、これまで整備してきた情報通信基盤とネットワーク技術を活かしながら、時間や距離に影響されることなく、遠隔地とも円滑にやりとりできる新しい形の行政合併の実現をめざしています。

(3) 補助幹線の整備と卸電気通信役務の提供

現在、本市のさまざまな情報通信(CATV・インターネット・住基ネット)の基幹線となっている光ファイバー幹線(全200芯、延長1,746m)は、「洲本市情報交流センター」から洲本市役所を通過し、中継ポイントである「淡路広域消防ビル」までの市街地部に敷設されています。

本市では、自然災害等により、光ファイバー幹線が破線し、CATV加入約12,000世帯の内、約10,000世帯においてCATV(全テレビ放送含む)放送が視聴不能となることを回避するため、平成13年度に市の単独費を投入し、代替用の光ファイバー補助幹線(全100芯、延長2,931m)を敷設しました。この光ファイバー補助幹線は、前項4(2)の補助事業で上記2拠点間を繋いだものとは、全く別ルートになっています。この代替用の光ファイバー補助幹線は、将来にわたり、平常時はもとより、障害発生時においても40芯が使用されない余剰芯として存在します。

本市ではこの現状に鑑み、ITベンチャー企業2社から提案を受け、検討した結果、

ホットスポットサービスの提供を提案している有限会社スリークラフトに対し2芯、FTTHサービスの提供を提案している関西ブロードバンド株式会社に対し16芯の合計18芯を卸電気通信役務として提供することで、余剰の光ファイバーを有効活用できると考えました。

なお、上記18芯の提供が実現した場合においても、さらに22芯の光ファイバーが利用可能です。当該余剰の光ファイバーが接続されている洲本市情報交流センターの空き部屋を有効利用して、当該センターをITベンチャーの誘致・育成のためのインキュベーション施設とする計画もあわせて持っております（詳細は、「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」の（2）に明記しています）。

（4）民間事業者に委ねられなかった理由

上述の事業実績が示す通り、本市ではこれまで地方公共団体が主体となって情報通信の基盤整備を進めてきました。これは民間事業者に委ねては、いつまでたっても整備が進まないためです。その理由として、現在は平成10年に完成した明石海峡大橋もあり、本州や四国と繋がっていることから、往時ほどの不便さは感じられなくなりましたが、それまでは本市が「島内」に位置し、決して交通の便が良いとは言えなかったことがあげられます。事業の採算面から判断すれば、民間事業者が設備投資に躊躇することも無理からぬことです。

淡路島内には1市10町の地方公共団体がありますが、民間事業者により情報通信基盤が整備されなかったため、すでに1市3町の地方公共団体が自前で光ファイバー網を敷設し、CATV事業を行っています。

（5）地方公共団体が今後果たすべき役割

地方公共団体が果たすべき役割として、まず、民間事業者がすぐに安価で使用できる卸電気通信役務を提供できることが必要です。そこで、現在、洲本市の情報交流センターを起点としてダークファイバーとなっている光ファイバーを市の第三セクターである株式会社淡路開発事業団が借り上げているITベンチャーセンターに接続します。このセンターは、兵庫情報ハイウェイにおける淡路島唯一のアクセスポイントになっています。

さらに、当該センターに入居しているIT関連事業者同士が互いに協力連携し、何らかの集積効果が働くような仕組みづくりを構築することで、IT関連ベンチャーを育成できると考えています。

また、誘致にあたっては、上記（3）で述べた通り、まず、通信基盤となる光ファイバーと空き部屋を用意するとともに、今後はIT企業誘致条例（仮称）を制定し、税制面で固定資産税（土地・建物）の軽減措置（固定資産税相当額の補助金を支給する場合を含む）を講じる他、思い切った優遇支援措置を行うことも検討しており、単なる場所貸し、モノ貸しではない積極的なベンチャー支援の体制作りが必要になると考えています。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 現状

本市は、地理的条件により、高度な電気通信回線設備を民間事業者が設置することがその経営上困難と思われる地域であり、民間事業者に委ねては地域活性化に必要な整備が期待できないため、これまで地方公共団体が主体となって、光ファイバー網の敷設を進めてきました。

それにより、高度な電気通信回線設備を所有しておりますが、電気通信事業法に定める第一種電気通信事業者の認可を得ていないため、光ファイバー網を民間事業者に卸電気通信役務として提供することができません。

このため、市の貴重な行政財産である光ファイバー網が有効に活用されておらず、何ら市民サービスの向上に寄与していないのが現状です。

(2) 意義

今回、構造改革特別区域として認定され、規制緩和措置を受けることで、本市が有する電気通信回線設備を卸電気通信役務として提供することが可能となります。

前項4で述べた通り、本市はこれまでたくさんの情報通信関連事業に取り組んできました。特に前項4の(2)に記した国の補助事業を活用し、光ファイバー網の敷設等ハードを中心に整備を進めてきました。今後はソフトの充実を図ることが急務であると認識しています。

本市が単独で設置した代替用の光ファイバー補助幹線は、国の補助事業により設置した光ファイバー網とは異なり、特定の使用目的に制限されないため、本市が有する光ファイバー網を卸電気通信役務として民間事業者に提供し、民間活力を促進することは、既設設備を有効に活用する観点からも十分意義のあることだと思われま

す。また、地域情報化をこれまで以上に展開していくためには、行政と民間事業者が一体となって調和を図りながら、お互いの活力を引き出していくことが求められています。

さらに、両者が協調関係を築くことで民業も拡大される一方、地方公共団体が有する高価で貴重な行政財産である光ファイバー網が市民生活の向上に直接寄与することで、市民も構造改革が実現したことを身近に感じることが出来ます。

(3) 全国展開

市が単独で設置した光ファイバー網とともにこうしたハードを有効に活用しつつ、国の補助事業によりこれまで全国の市町村で整備された光ファイバー網の将来的な有効活用について考察すると、光通信技術の進展により空きが生じた地方公共団体の有する電気通信回線設備が有効活用されれば、民間事業者が特別に新たな設備投資を行わなくともかなり多くの地域で既設のネットワークが活用されることが期待されます。

そのためにも、まず本市が先頭に立って卸電気通信役務を提供することで民間活力を引き出し、民業の拡大に寄与します。

また、特に、兵庫県においては、平成13年度からの3か年を重点取組期間として「ひょうごIT戦略」を推進してきているところです。この「ひょうごIT戦略」は、4つの柱から構成されており、そのひとつが「産業の情報化」です。また、県におい

ては、重点取組期間後の平成16年以降の取り組みの方向性について、国の「e-Japan戦略」の見直しに呼応して、見直しを行おうとしています。ここでは、これまでの県としての取組みにおいて、兵庫情報ハイウェイを中心とする情報通信インフラの整備は概ね終了したとされ、今後は特にIT（情報通信技術）の利活用を推進することとされています。

前項4の(2)で説明しました通り、本市では国の各省の事業を活用して市内の情報通信インフラの整備に取り組んでまいりました。更に、本年度においては、兵庫県では、本市のほか、姫路市、西宮市、篠山市が、総務省の「eまちづくり」交付金の交付を受け、それぞれの創意工夫に基づいて、ITを活用したまちづくりに取り組んでいるところです。本市に加え、このような県下各市町の地域情報化への取り組みは、県のIT戦略の推進や県の整備した情報通信インフラの行政・民間による利活用促進にもつながるものです。とりわけ、今般の本市の構造改革特別区域計画としての取り組みが、こうした県内のITの利活用をより一層促進するものと考えています。

さらに、上記のような取り組みが全国的に展開されることで、従来はハード整備に向けられていた資金をコンテンツ等のソフト部門に重点的に投資することが可能となり、充実したネットワーク社会の実現が一層促進されることも期待されます。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 地域モデルから全国モデルへ

現在、本市が行う情報通信施策に対して、市民や地元企業から2つの新しいサービスの提供を強く要望されています。ひとつは、外出先でも高速なインターネットが無線で利用できる「ホットスポットサービス」の実現、もうひとつが動画等の大きなデータをストレスなく取り扱える「FTTHサービス」の実現です。

これらのサービスを実現するための技術はすでに確立されていますが、コストの面から実施が見送られています。しかし、本市が所有する電気通信回線設備を利用することができれば、コストを大幅に引き下げることができますので、これらのサービスを実現することが可能となります。しかしながら、本市は電気通信事業法に定める第一種電気通信事業者の認可を得ていないため、電気通信回線設備を民間事業者に卸電気通信役務として提供することができません。

本市が所有する電気通信回線設備を卸電気通信役務として民間事業者に提供できれば、コストの問題は解決されるため、上記のサービスが実現できます。すでにこれらのサービスを提供すべく本市に提案してきたベンチャー企業が2社あります。以下にその事例を示します。

本市の光ファイバーを活用するベンチャー企業（事例1）

有限会社スリークラフトは、平成9年4月からインターネットサービスプロバイダーとしてインターネット関連事業を手掛けており、本市の卸電気通信役務の提供を利用して、ホットスポットに代表される無線アクセスサービスの早急な実施を希望しています。

同社は、本市が所有する光ファイバー網を自社内に設置する認証サーバと接続し、ホットスポット加入者のIPアドレスと認証作業を一元的に管理する予定です。設置

する認証サーバは、通常使われている固定的な加入者名とパスワードを組み合わせるだけでなく、さらに高度な認証アルゴリズムを備えており、セキュリティ確保の面からも有効なシステムと言えます。

本市の光ファイバーを活用するベンチャー企業（事例２）

関西ブロードバンド株式会社は、兵庫情報ハイウェイを活用し、すでに淡路島内 10 町のうち 3 町と ADSL（非対称デジタル加入者線）サービス提供の契約を行い、町内をブロードバンド化させることに成功しており、そのモデル性は特に大手の民間事業者が参入できない地域に広がっています。

同社はこれまで手掛けてきた ADSL サービスに加え、今後は FTTN（光通信）サービスへ参入する方針を持っていますが、このサービスを実現するためには、敷設済みの光ファイバー網を借り上げるか自前で光ファイバー網を敷設するしか方法はありません。光ファイバー網を敷設するコストは大変な高額であると同時に関係機関への手続きも非常に煩雑なため、同社のようなベンチャー企業にとってみれば現実には不可能です。

もともと各拠点間を光ファイバーで結ぶ場合、通常は回線使用料の他に中継装置を設置するコストが発生しますが、本市は大都市に比べるとエリアが狭いため、中継装置は必要ありません。利用者はメディアコンバータとイーサネット対応の LAN スイッチを用意するだけで簡単に卸電気通信役務の提供を受けることができます。

そのため、本市で FTTN サービスを事業展開していくために、本市の卸電気通信役務の提供を受けて実施することが最も合理的な方法と言えます。特に、これまで小さなベンチャー企業が FTTN サービスを手掛けたことは全国的にも稀有であり、これが実現すれば、次代のビジネスモデルに十分なり得ます。

本市としては、既設財産である電気通信回線設備を有効に活用し、市民のニーズに迅速に応えるためにもこれらのサービスを一刻も早く実現すべく構造改革特別区域計画の認定を受け、卸電気通信役務が提供できることを希望するとともに、IT ベンチャーセンター内にハウジングスペースを用意する等、上記の民間事業者と連携しながら、速やかに事業着手が行えるよう努めます。

特に今回のケースが行政と民間事業者が共同して行うコラボレーション型事業モデルの先鞭をつけるものになり得ることをめざすとともに、新たな地域モデルとして採算的に成り立つようであれば、現在、全国の市町村において遊休施設となっている電気通信回線設備を有効に活用することでこうしたベンチャー等の企業が全国的に展開できるものと考えており、市としてはこれら企業の積極的な取り組みを全面的に支援してまいりたいと思います。

（２）地元企業に関する波及効果

構造改革特別区域計画の認定に伴う一連の波及効果として、電気通信役務を享受して事業展開したい IT ベンチャーを誘致または育成することで、情報通信産業が集積され、ひいては、経済の活性化が実現されると同時に地域の活性化にもつながります。

本市内には起業能力のある「ベンチャーの卵」が多数存在しており、小さな仕事で日々糊口を凌いでおりますが、先の（１）の事例が実現し、インターネットがさらに普及すれば、それに附随する業務、例えばウェブサイトの制作等のインターネット関

連業務も増えます。

さらに、市外の事業者が参入してくることで、地元企業とジョイント（共同開発）できる分野が生まれる可能性もあり、これまでなかった新たなパートナーシップを築くことも期待されます。

（３）ＡＤＳＬサービスの普及に関する波及効果

本市に隣接する地方公共団体のうち、津名郡五色町と三原郡三原町及び同郡西淡町が現在本市と同じような電気通信回線設備を持ち、ＣＡＴＶ事業とインターネット事業を行っています。先にも述べたように津名郡五色町とは合併作業を進めており、平成１５年度中に光ファイバー網を接続する予定です（詳細は「９ 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」の（２）の に明記しています）。

三原郡三原町及び同郡西淡町も本市との光ファイバー網接続を希望しており、それぞれの境界線まで予備の光ファイバーを敷設しております。この光ファイバーをお互いに接続すれば簡単に広域ＷＡＮを構成することができます。

ところで、現在、ブロードバンドの代名詞となっているＡＤＳＬサービスですが、これまでの８ＭプランのＡＤＳＬでは弱点だったＮＴＴ交換局までの距離の問題も、技術の進歩により、１２Ｍプランなら最大で７ｋｍまでカバーできるようになりました。ただし、ＩＳＤＮ（統合デジタル通信網）の干渉等さまざまな環境的要因により、たとえ回線距離が７ｋｍ以下であってもうまく接続できない場合が多々あります。

現在、本市周辺地域（６～７ｋｍ）には約２，７００世帯がありますが、今回、市が所有する光ファイバー網を民間事業者が活用することで、この７ｋｍ問題が解決されるだけでなく、広域ＷＡＮを活用すれば、将来的な波及効果として、行政エリアを越えてＡＤＳＬサービスが広く提供できる可能性も十分考えられます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（１）経済的効果

情報通信の分野は、関連企業（業種）が集積することでシナジー効果（ $1 + 1 = 2$ ）ではなく、３や４、時には１００をめざすこと。具体的には、自社の有する経営資源や情報をお互いに共有することで、事業効率を高めたり、欠点を補い合って共に成長していく関係（Win - Win 体制）を築き上げようとする（こと）が発揮されやすくなります。

従来、地方公共団体が行ってきた企業誘致の条件は、土地（建物含む）の提供や優遇税制が主な内容でしたが、これからは、これらに加え、情報通信基盤を整備しておくことが必須要件になると思われます。

今回の申請はこの「新しい条件」に合致するものであり、構造改革特別区域計画が認定されることで、そのＰＲを積極的に行い、ＩＴ関連ベンチャー企業の誘致を進め、これまでになかった新規産業の創出をめざします。

直接的な効果として、雇用面では、構造改革特別区域認定後、１０名程度の新規雇用を見込んでいます。また、現在のＣＡＴＶ - インターネット加入世帯数は約２，０

00世帯で、CATV加入世帯の約16%ですが、1年以内にこの比率が20%（約2,400世帯）程度にまで上昇すると見込んでいます。CATV-インターネットの加入者数は、1ヶ月間で約10件程度ですが、電気通信回線設備を有効活用したホットスポットサービスやFTTHサービスが実現すれば、加入を促進する起爆剤になりうると思われます。当面は、ホットスポットサービス拠点を5ヶ所程度、FTTHサービス利用者（事業所含む）を10件程度見込んでいます。

さらに間接的な効果として、兵庫県の「兵庫IT戦略」が目標とする地域情報通信格差の解消をめざし、県民誰もが映像等の大容量情報を快適に扱える環境を県内すべてへの整備実現に向け、大きく貢献できるものと思料されます。

（2）社会的効果

昨今の情報通信技術の発展、とりわけ光ファイバーを中心としたブロードバンド整備は、人々の生活スタイルやビジネススタイルを劇的に変革する可能性を秘めています。そのため、本市が有する光ファイバーを卸電気通信役務として民間事業者を提供し、活用されることで、民業の拡大が期待できます。

その意味では、本市が現在行っているCATV-インターネットサービスは、CATVに加入している家屋に加えて、光ファイバーを活用すれば、従来は有線サービスのみであったブロードバンド環境が、ホットスポットに代表される無線アクセスでも通信可能となり、利用者の利便性の向上につながります。これにより市民の生活スタイルやビジネススタイルが大きく変化することも考えられます。

特に本市のような地方において、ISDNやADSL、CATV-インターネットだけでなく、CATV-インターネットに加入できないマンションを対象としたVDSL（超高速デジタル加入者線：接続距離を限定する代わりに最大転送速度を50Mbps程度まで高速化できます。）やFTTH、ホットスポットのように有線と無線、高速と低速といったさまざまなサービス形態を選択できる環境になることで市民が求める幅広いネットワークニーズに応えることが可能となります。

8 特定事業の名称

地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業（404）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）特定事業に関連する事業

洲本市ワイヤレスブロードバンド構想
（平成15年度：有限会社スリークラフト）

本市の中心市街地でユビキタス環境のワイヤレスブロードバンド（ホットスポットサービス事業）を展開するにあたり、本市CATVインターネット基地と対象者自らが管理するホットスポットサービスセンター間を専用の光ファイバーで

接続するため、市が有する卸電気通信設備の役務提供が必要となります。

同社は、市が所有する光ファイバーと自社内に設置する認証サーバを接続し、加入者情報の管理等を一元的に行う予定です。

淡路島ブロードバンドストーリー

(平成15年度：関西ブロードバンド株式会社)

同社はこれまで手掛けてきたADSLサービスに加え、FTTH(光通信)サービスへ参入する方針を持っており、本市中心市街地エリアに限定したFTTHサービス事業を展開するため、市が有する卸電気通信設備の役務提供が必要となります。

これまで民間事業者がFTTHサービスを提供してこなかった理由として、光ファイバーの使用料金が高かったことがあげられます。

しかし、今回本市の卸電気通信役務の提供を受けることで、最も合理的にサービスを展開していくことが可能となります。

また、同社はADSLサービスの提供が不可のエリアにお住まいの方へADSLサービスを提供するため、市が有する卸電気通信設備の役務提供もあわせて希望しております。

(2) その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

本市は近年、市政推進の基本理念として「ITによるまちづくり」を提唱してきました。平成7年度以降に本市が取り組んできた情報通信関連事業については、「構造改革特別区域計画」の4の(2)の通りです。

今回の特定事業(地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業：404)に関し、構造改革特別区域計画に掲載した特定事業とは別に、今後ITベンチャーの誘致と育成を通じて地域の活性化を図ることを目的に以下の関連事業の推進を予定しております。

地域イントラネット基盤施設整備事業

(平成14年度～15年度：洲本市・津名郡五色町)

洲本市及び五色町の行政サービスは本庁舎(市町の中心市街地域)を起点としたもので、周辺地域で暮らしている住民にとっては必ずしも利便性が高いものではありません。このような状況を改善するためには、まず情報通信基盤施設となる光ファイバーの敷設が必要です。

本事業で洲本市と五色町の本庁舎間を光ファイバーで接続し、併せてこの超高速の基幹幹線と市町の主要な公共施設も光ファイバーで接続することで、場所に制約されない住民サービスの提供が可能となります。

具体的なサービス内容として、地域情報提供システムを構築し、各種行政サービスの充実をめざします。特に、双方向ネットワークの拠点となる施設には、キオスク端末等を設置し、簡易に情報が引き出せるようにします。

また、各小・中学校間で映像出力装置を利用した教育学習支援システムを構築し、学校間の交流を促します。

加えて、映像でのやりとりを可能とする端末や携帯端末を利用した即時性の高い広域的な災害対応システムを導入することで、近く発生が予測されている南海地震等の災害時においても必要な情報が的確かつ迅速に収集されることが期待できます。

さらに、住民サービスに関する行政事務の処理過程を電子化したファイルを主要な公共施設やインターネットに接続された各家庭から閲覧・検索できることで、住民自らが行政サービスに対して理解を深めることができるとともに、主要な公共施設に設置されたカメラ付きの情報入力端末を住民に開放し、利用されることで、住民同士が多地点間交流できる地域住民サービス支援システムを構築します。

地域情報化モデル事業（eまちづくり交付金事業） （平成14年度～15年度：洲本市）

行政内部の業務手順をWeb上で公開するシステムを構築するとともにその技術を活かし、NPOやボランティア団体等の各種市民団体とIT関連技術を組み合わせ、幅広い活動を促進するための支援システムを構築します。特に洲本市が認証を受けている品質ISOを活かしながら、市民の誰もが簡単に利用できる利便性の高いものをめざします。

オープンソース Island 構想

（平成15年度～17年度：洲本市及びIT関連企業（参加企業は現在調整中））

本市が構造改革特別区域に認定され、計画認定書に記載された事柄が実施された場合においても、本市所有の光ファイバー幹線22芯が余剰となり、この資源の有効利用を模索してきました。

また、本市が関西国際空港への海上アクセス基地として平成6年度に整備した洲本ポートターミナルビル（別称：洲本市情報交流センター）の1階部分約810㎡が未利用スペースとなっており、この利用についても検討してきました。

これら2つの資源を「まちづくり」に活かすため、本市ではこのほど「オープンソース ISLAND 構想」を策定し、今後、積極的に推進していく予定です。

当該構想に対する本市の目的は「次世代の情報通信環境下での日本企業のイニシアティブの確保」と「地域活性化」の2点です。

1点目の「次世代の情報通信環境下での日本企業のイニシアティブの確保」では、LinuxやTRON等のオープンソースの利用研究開発をめざす大手情報通信関連企業数社の開発部門を核企業として本市に誘致し（現在交渉中）、オープンソースを利用してさまざまな次世代のアプリケーション研究や開発をめざすITベンチャー企業群の集結をめざすものです。

2点目の「地域活性化」では、関西圏で手薄となっているオープンソース関連技術者を育成するための研修施設を設置し、これらの研究開発の指導にあたる学者（大学教授等）の集結も計画しています（現在数人と交渉中）。

本市への誘致にあたっては、今後、IT企業誘致条例（仮称）の制定を含め、支援優遇措置についても検討しております。具体的には、洲本ポートターミナルビルテナントの無料開放と超高速通信環境（卸電気通信役務）の提供です。前述

の光ファイバー（余剰の22芯）は、この計画の拠点となる当該ビルに接続されており、この光ファイバーと兵庫情報ハイウェイ（通信速度1.2Gbps）との接続についても現在、兵庫県と協議しております。

洲本市テンパープロジェクト事業（別添「しえありんぐあわじ」参照）
（平成15年度～16年度：洲本市及び有限会社チームフォレスト他）

淡路島は四方を海に囲まれた利便性の悪い地域ということもあり、従来から島内の各企業は外的要因（明石海峡大橋の完成やジャパンフローラの開催等の大規模なイベント）に頼り、集客を図る傾向が強く、自ら考え、自らが持つ特性やスキル等を積極的に活かして、情報発信しようとしてきませんでした。そのため、各業界の護送船団方式の枠組から脱却できず、主体性をもった経営が実践されてきませんでした。

このような状況を脱却するため、インターネットを活用して、企業と顧客が直接関係を持つことで中間経費を削減するとともに顧客のニーズを迅速にとらえることで販売を促進し、現在の売上高を10%（テンパー）アップすることをめざそうとするのが当該事業の狙いです。

当該事業を主宰する有限会社チームフォレストは、本市の第三セクターである株式会社淡路開発事業団が賃貸借契約しているNTTビルに入居しており、先述の光ファイバーを活用して当該事業を実施する予定です。

まずは、「洲本市」に関するあらゆる情報を集約し発信する代表的なサイトを作成するとともにITとあまり縁のない中小企業（商店）を対象に安価でサイトを作成し運営するサービスを提供します。

当面の参加予定業者は50社程度を考えており、現在調整しております。主な対象分野は観光業や物販業、飲食業等です。

この事業を支える仕組みとして、「MUCGFモデル」を構築しました。

「M」はMaster（サイト統括者・全体責任者。出店者を管理すると同時にお客様の生の声を伝える）を、「U」はUser（ユーザー：お客様。企業のサービス等に対し、マスターへ意見や評価を伝える）を、「C」はCompany（企業：商品提供者。お客様の要望に迅速に応える義務を負う）を、「G」はGovernment（自治体：このサイトに対し、間接的に支援を行い、地域の活性化を図る）を、「F」はFan（サイトのファン：成熟したユーザーで口コミの発信源となる）をそれぞれあらわしています。

このモデルを活かすため、現在本市で検討中の「バランススコアカード」を第三者評価システムとして導入し、出店している各店の判定基準とします。

別紙

1 特定事業の名称

4 0 4 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

名称：洲本市
代表者：中川 啓一
住所：兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 1 0 号
市制施行：昭和 1 5 年 2 月 1 1 日

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域として認定された日

4 特定事業の内容

- ・事業に関与する主体 兵庫県洲本市
有限会社スリークラフト
関西ブロードバンド株式会社
- ・事業が行われる区域 洲本市の全域
- ・事業の実施期間 構造改革特別区域として認定された日
- ・事業により実現される行為

(洲本市)

専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業を自ら営みます。

(有限会社スリークラフト)

本市の中心市街地でユビキタス環境のワイヤレスブロードバンド(ホットスポットサービス事業)を展開します。

(関西ブロードバンド株式会社)

本市中心市街地エリアに限定したF T T Hサービス事業を展開するとともに、A D S Lサービスの提供が不可のエリアにお住まいの方へのA D S Lサービス提供します。

- ・事業により整備される施設等 電気通信回線設備
- ・その他の事業内容 以下の通り

(1) 特定事業に関連する事業

洲本市ワイヤレスブロードバンド構想
(平成15年度：有限会社スリークラフト)

(「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」の(1)と同じです)。

淡路島ブロードバンドストーリー
(平成15年度：関西ブロードバンド株式会社)

(「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」の(1)と同じです)。

(2) その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

地域イントラネット基盤施設整備事業
(平成14年度～15年度：津名郡五色町)

(「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」の(2)と同じです)。

地域情報化モデル事業(eまちづくり交付金事業)
(平成14年度～15年度：洲本市)

(「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」の(2)と同じです)。

5 当該規制の特例措置の内容

・規制の特例措置の必要性

現在、本市が行う情報通信施策に対して、市民や企業から「FTTHサービス」や「ホットスポットサービス」に対して強く要望されています。

これらのサービスを実現するための技術はすでに確立されていますが、コストの面から実施が見送られてきました。しかし、本市が所有する電気通信回線設備を利用することができれば、コストを大幅に引き下げることができますので、サービスを実現することが可能となります。

本市は、民間事業者に委ねては地域活性化に必要な高度な電気通信回線設備

の整備が期待できない地域であるため、これまで行政が主体となって、基盤整備を進めてきました。そのため、高度な電気通信回線設備を所有しておりますが、電気通信事業法に定める第一種電気通信事業者の免許を得ていないため、電気通信回線設備を民間事業者に卸電気通信役務として提供することはできません。

仮に本市が所有する電気通信回線設備を卸電気通信役務として民間事業者に提供できれば、コストの問題は解決され、上記のサービスが実現できます。すでにこれらのサービスを実施すべく本市に提案してきたベンチャー企業が2社あります。

本市としては、既設財産である電気通信回線設備を有効に活用し、市民のニーズに応えるためにもこれらのサービスを一刻も早く実現すべく構造改革特別区域計画の認定を受け、卸電気通信役務が提供できることを希望するとともに、構造改革特別区域として認定され、規制緩和を受けることで、本市が有する電気通信回線設備を卸電気通信役務として提供することが可能となり、民間事業者と調和を図りながら、「地域情報化」を展開していくことも可能となり、ひいては、民間活力を引き出すことで、民業を拡大することに繋がることを期待できます。

・規制の特例措置の要件適合性を認めた根拠

基本方針別表1に定める「特例措置を講じるに当たっての条件」は3つあり、それぞれ以下の理由により要件適合性があると判断しました。

1. 地理的条件等により、高度な電気通信回線設備を民間事業者が設置することがその経営上困難である地域

本市ではこれまで地方公共団体が主体となって情報通信の基盤整備を進めてきました。これは民間事業者に委ねては、いつまでたっても整備が進まないためです。その理由として、現在は平成10年に完成した明石海峡大橋もあり、本州や四国と繋がっていることから、往時ほどの不便さは感じられなくなりましたが、それまでは本市が「島内」に位置し、決して交通の便が良いとは言えなかったことがあげられます。事業の採算面から判断すれば、民間事業者が高度な電気通信回線設備を整備することは期待すべくもありませんでした。

それを裏付ける証拠として、現在、淡路島内には1市10町の地方公共団体がありますが、これまで民間事業者により情報通信基盤が整備されなかったため、1市3町の地方公共団体では自前で光ファイバー網を敷設し、CATV事業を行っています。残る7地方公共団体に至っては、自前の情報通信基盤すらなく、今後も民間事業者による電気通信回線設備が整備される計画もありません。

2. 地方公共団体が営もうとする第一種電気通信事業が、専ら卸電気通信役務を提供するものであること

本市では、自然災害等により、幹線となる光ファイバー網が破線し、CATV加入約12,000世帯の内、約10,000世帯においてCATV（全テレビ放送含む）放送が視聴不能となることを回避するため、平成13年度に市の単独費を投入し、代替用の光ファイバー補助幹線（全100芯、延長2,931m）を補助事業で整備したものは、別ルートで敷設しました。

この代替用光ファイバー補助幹線は、将来にわたり、平常時はもとより、障害発生時においても40芯が使用されない余剰芯として存在しますので専ら卸電気通信役務として提供できます。

3. 当該地方公共団体が営もうとする第一種電気通信事業が、当該構造改革特別区域における電気通信の健全な発達のために適切であること

現在、本市が行う情報通信施策に対して、市民や企業から2つの新しいサービスが強く要望されています。

ひとつは、動画等の大きなデータをストレスなく取り扱える「FTTHサービス」の実現、もうひとつが外出先でも高速なインターネットが無線で利用できる「ホットスポットサービス」の実現です。

これらのサービスを実現するための技術はすでに確立されていますが、コストの面から実施が見送られています。しかし、本市が所有する電気通信回線設備を利用することができれば、コストを大幅に引き下げることができますので、サービスを実現することが可能となります。

しかしながら、本市は電気通信事業法に定める第一種電気通信事業者の免許を得ていないため、電気通信回線設備を民間事業者に卸電気通信役務として提供することができません。

そのため、当該構造改革特別区域において既設財産である電気通信回線設備が有効に活用されることで、民間事業者の速やかな参入と電気通信の健全な発達が期待されます。